仕 様 書

大阪市住之江区社会福祉協議会

１ 件 名

大阪市住之江区在宅サービスセンター 敷地内照明設備ＬＥＤ設置工事

２ 履行場所

大阪市住之江区在宅サービスセンター

（所在地）大阪市住之江区御崎４－６－１０

３ 工 期

契約締結日から令和７年１月３１日

４ 内 容

（１）本業務は、契約書・仕様書に基づき履行すること。

（２）IS09001（品質）及び IS014001（環境）の認証取得工場で製造していること。

（３）照明器具、ランプ及び設置作業に使用する雑材はすべて未使用であること。

（４）既設の照明設備（別紙参照）と同等以上の照度を有するものであること。

（５）設置する器具は一体型の器具を基本とすること。

但し、別途定める既設器具に関して既設器具本体筐体を活かしてＬＥＤ管球及びソケット・端子台・リード線等の周辺部材を同一メーカー標準品とセットにて入れ替えすることは可と致します。（ＬＥＤ管球のみの改修は不可とします。）

（６）設置作業にあたっての安全管理については、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の 負担により対処すること。

（７）設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。

（８）停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程等を調整し、事故、紛争等を 防止すること。

（９）作業車、運搬車両等の車両の駐車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。

（10）作業は、事務所を除く諸室については、平日を基本とし、事務室については土曜日・日曜日の 9： 00～17：00 とする。作業にあたっては事前に担当職員と日程

調整をすること。

(11) 作業終了後、撤去した器具やランプについては、関係法令を遵守し、適正に処理すること。 (マニフェスト要)

(12) 既存電気配線および一次側電気設備は原則流用すること。

(13) 設置工事においては本体躯体（天井ボードなど）を切除、加工するなどは不可とする。

(14) 仕様書に明記のない場合、相違ある場合、または疑義が生じた場合は、双方が協議するものとする。

５ 既設器具に関しての要求仕様

	フロア/エリア	室名	灯具種等	要求事項等
1	全館		ダウンライト	色温度は 5000Ｋを基本とするが納入時に別途協議するものとする。
2	全館		非常灯	天井高により 3m以上対応、3m未満対応の非常灯を使い分けること。 ※1 階 3m以上×3 灯あり。
3	外構	建物周り	ローポールライト	ポール上部の点灯部の交換とする。ただしガード付とする。
4	外構	駐輪場	管球	灯具意匠及び取り付け位置にはこだわらないが照度が必要かつ十分な灯具を設置すること。
5	１階	事務所	FLR40 × 2 灯 下面開放	既設灯具と同等以上の照度を有する灯具でかつ任意の照度への設定が可能な灯具を設置しリモコンなどの周辺機器を含めて納入すること（20 灯）
6	２階	デイサービス	FLR40 × 1 灯 R 付き灯具	既設器具本体筐体を活かして LED 管球及びソケット・端子台・リード線等の周辺部材を同一メーカー標準品セットにて入れ替えすることは可とする。(LED 管球のみの改修は不可。)
7	２階	厨房	FLR40×2 灯 逆富士型	防錆、脳室･防雨仕様の灯具でなくとも構わない。
8	３階	会議室裏倉庫	FLR40×3 棟 R 付き灯具	既設器具本体筐体を活かして LED 管球及びソケット・端子台・リード線等の周辺部材を同一メーカー標準品セットにて入れ替えすることは可とする。(LED 管球のみの改修は不可。)

６ 担 当

大阪市住之江区社会福祉協議会（担当者：椎原、吉田）

電話 ０６－６６８６－２２３４ FAX ０６－６６８６－０４００